次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］	［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第七十一号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］	［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第七十二号

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）第百十条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者（令和三年金融庁告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］	［ソニーフィナンシャルグループ株式会社］
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百五十五号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年六月二十五日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年七月十日

総務大臣　村上誠一郎

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　ＭＩＮＤタイムスタンプサービス

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　1a63　6a4b　c2e3　24a0　1abc　3f6d　afb8　656d　95ea　3f39

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　d6e1　e4a9　b2fa　2190　0c63　117c　0be2　af5e　942e　cf20　5f20　8eda　dc8d　0cb0　0ea6　6cc2

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　41ec　9169　6f8c　3b91　a29f　aff4　2532　fcf5　16cd　f749

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　a17e　2dd7　97ca　0d6b　330a　9a78　dc39　bdc5　b7a9　e67d　3994　cb8a　354b　a82e　c78f　579d

6　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　2010401059681

7　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　三菱電機デジタルイノベーション株式会社（令和７年４月１日付けで三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社から変更）

8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Mitsubishi Electric Digital Innovation Corporation（令和７年４月１日付けでMitsubishi Electric Information Network Corporationから変更）

9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　東京都港区芝浦４－６－８

○総務省告示第二百五十六号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年六月二十五日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年七月十日

総務大臣　村上誠一郎

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス3161

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　1904　7e23　0906　2d30　a794　9da0　97ea　72d2　4075　5feb

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　f43e　c459　0209　8b2c　3f5f　7cb0　ffad　47e2　b5b3　58f0　94b0　68ee　9d14　df07　cea4　d12a

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　8196　c3b1　7dfd　b986　630d　6dfd　6574　6470　2f93　76fc

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　6da5　e361　1110　b9e5　2306　3ffc　d14c　a3b9　6c28　5b0c　f694　e9f5　5a5f　2d14　1bae　c68b

6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　1269　aa78　9cac　8eea　0438　eb89　c075　3b04　605c　527e

7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　2e43　988b　11a1　a726　cb9a　9917　c5a1　81b6　c1de　692d　99b5　0a22　8975　a60a　6bba　1e29